

## 地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針のポイント

### (1) 地域産業資源活用事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

- ・地域資源活用の知識やノウハウ等を地域内に蓄積、共有

### (2) 地域産業資源の内容に関する事項

#### ① 地域産業資源の特定の考え方

- 1) 地域の中小企業が現にあるいは潜在的に**活用可能**であること
- 2) 当該地域において**相当程度認識**されていること

#### ② 地域産業資源に係る地域設定の考え方

地理的、経済的、社会的に**一体的な地域**(原則、単数又は複数の市町村単位で設定)

#### ③ 地域産業資源を定める際の留意事項

- 1) 地域産業資源の**明確性**
- 2) 関係者から**意見聴取**
- 3) 地域産業資源の**機動的な見直し**

### (3) 地域産業資源活用事業の内容に関する事項

- ・地域産業資源活用事業の評価基準

- 1) 地域産業資源の**新たな活用視点(新たな発想や工夫)**の提示
- 2) **需要開拓**の見通し
- 3) 当該地域産業資源の生産者等の関係者、地域経済団体等との**適切な連携**

- ・事業計画の内容・・・資源の名称、事業の目標、内容、実施時期、計画期間(**3年～5年**)

### (4) 地域産業資源活用事業の促進により地域経済の活性化を図るための方策に関する事項

### (5) 地域産業資源活用事業を促進するに当たって配慮すべき事項

- ・支援事務局の設置、関係支援機関等との連携